







郡山市報道資料



みんなで取り組もう

「エコ通勤」による渋滞緩和・環境改善への取 り組みを実施します



ターゲット 11.2

令和3年10月1日 郡山市建設交通部 総合交通政策課 担当:鈴木 裕一

TEL: 924-3721

SDGs ターゲット 11.2 「安全かつ容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する」

福島県渋滞対策連絡協議会 県中・県南地区ワーキンググループでは、令和3年度の渋滞対策の ソフト事業として、特に朝夕の慢性的な渋滞が激しいエリアである郡山市役所周辺エリアにおいて、 自動車交通の集中を減らし、通勤時の渋滞緩和・環境改善(CO2排出量削減)を図るために、エリア 内の事業所・団体の皆様の御協力による「エコ通勤」の取り組みを行います。

エリア外の事業所・団体の皆様につきましても、「エコ通勤」の御協力をお願いします。

- 実施エリア 郡山市役所北部エリア (朝日、桑野、桜木、長者、並木、西ノ内、緑町、桃見台)
- 令和3年10月4日(月)~10月29日(金)の月曜日・金曜日 2 実施期間
- 3 取組内容 「エコ通勤」
 - ①在宅勤務 ②時差出勤 ③徒歩や自転車通勤 ④公共交通の利用
 - ⑤用務先への直行直帰 ⑥Web 会議の実施
- 4 実施主体 福島県渋滞対策連絡協議会 県中・県南地区ワーキンググループ (事務局:郡山国道事務所 調査課 電話:946-8164)
- 5 そ の 他 県内では、福島市(県北地区)、いわき市(いわき・相双地区)においても、 10月より同様の取り組みを実施します。

<福島県渋滞対策連絡協議会>

- (目的)福島県における慢性的な渋滞を解消し円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整 を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定することを目的とする。
- (構成) 国土交通省東北地方整備局、福島河川国道事務所、郡山国道事務所、磐城国道事務所、東北運 輸局、福島県、市及び関係機関(東日本高速道路(株)、福島県バス協会、福島県トラック協会、 福島県タクシー協会)
- 地区別ワーキンググループ(WG)
 - [5地区] 県北地区、県中・県南地区、いわき・相双地区、会津地区、浜通り地区 ※県中・県南地区構成メンバー

郡山国道事務所、福島県、福島県警、郡山市、白河市、須賀川市、田村市、鏡石町、 矢吹町、泉崎村、三春町

実施エリア

郡山市役所北部エリア:朝日、桑野、桜木、長者、並木、西ノ内、緑町、桃見台



≪今回の取組実施の経緯≫

令和2年4月~5月、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために発令された緊急事態宣言期間中には、移動の自粛などにより交通量が減少したため、主要渋滞箇所の一つである「並木一丁目交差点」の渋滞が緩和されました。交通手段や通勤時間帯の変更等により交通量を減らすことで、渋滞緩和が期待されることから、「エコ通勤」の取り組みを実施します。

みんなで取り組むうり

工二運動

実施期間 令和3年10月の ▶▶ **厚曜日・金曜日**

本山市役所北部エリア※を対象に / エコ通勤の推奨による渋滞対策を実施します。)

※朝日、桑野、桜木、長者、並木、西ノ内、緑町、桃見台地区

エコ通勤とは?

従業員の通勤方法をマイカーから公共交通機関(電車・バス) や自転車、徒歩などの環境にやさしい方法に切りかえることについて、事業所全体で考える取り組みのことです。

協議会からの 6つの提案

通勤・勤務形態を少し変えてみよう

1 在宅勤務



自宅で仕事

2 時差出勤



出勤時間をずらす

3 徒歩·自転車通勤



車に乗らない

4 公共交通の利用促進



バスに乗る

5 直行直帰



会社に寄らない

6 Web会議



出張に行かない

テレワークに関する情報提供

テレワーク情報サイト (総務省)

テレワーク情報サイト Q で検索

または右の二次元 コードよりご確認 ください。



テレワーク総合ポータルサイト (厚生労働省)

テレワーク総合ポータルサイト Q で検索

または右の二次元コード よりご確認ください。



新型コロナウイルス 感染症対策のための テレワークコース _(厚生労働省)

詳細・応募方法は こちらの二次元コード よりご確認下さい。



テレワーク設備導入にかかる費用の支援

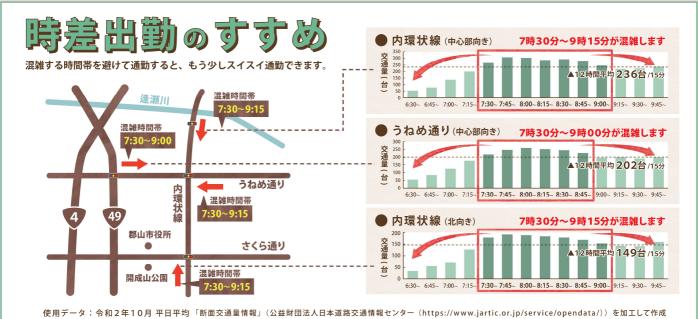
中小企業経営強化税制

(中小企業庁) 中小企業税制パンフレット Q で検索

または右の二次元コード よりご確認ください。

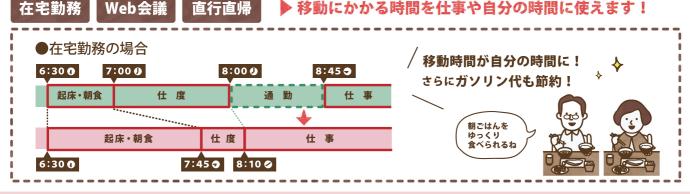






通勤・勤務形態を 少し変えてみると・・・





会社付近の渋滞が減り CO2削減にもつながります! 渋滞が減りCO2も削減! CO₂

エコ通勤を推進する企業の認証制度があります。

①エコ通勤優良事業所認証制度

エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取り組みを自主的かつ積極的に 推進している事業所、自治体を優良事業所として認証し、登録するとともに、そ の取組み事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促 進を図ることを目的として実施している制度です。(公共交通利用 推進等マネジメント協議会により、認証・登録)

詳細はこちらの二次元コードよりご確認下さい ▶▶

②『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト

自転車通勤を導入する企業・団体を自転車活用推進 本部長(国土交通大臣)が認定し、自転車通勤の取 組を広く発信する制度です。

(事業所単位で申請可)

詳細はこちらの二次元コードよりご確認下さい ▶▶



令和3年10月の月曜日・

ご協力をお願いいた エコ通勤対象エリア内 企業・団体のみなさま エリア外企業・団体のみなさまも可能な範囲でのご協力をお願いします。



